

了鳥取県公報

平成18年4月7日(金) 第7776号

每週火·金曜日発行

次 目

告	示	地方拠点都市地域の区域の変更 (263) (景観まちづくり課)	. 1
		県営土地改良事業の工事の完了 (264) (耕地課)	. 1
		地域森林計画の変更 (3件) (265~267) (林政課)	. 2
		保安林の指定の解除予定 (268) (森林保全課)	. 2
		出納長の権限に属する事務の一部の委任 (269) (指導管理室)	. 2
調達公	告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課)	. 3
		一般競争入札の実施 (行政監察室)	. 5
		公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (病院局総務課)	. 7

示

鳥取県告示第263号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)第5条第1項 の規定に基づき、平成6年鳥取県告示第641号及び平成7年鳥取県告示第718号により指定し、及び変更した地方 拠点地域を次の市町村の区域に変更するので、同条第2項において準用する同法第4条第4項の規定により告示 する。

平成18年4月7日

鳥取県知事 片 山

米子市、境港市並びに西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町

鳥取県告示第264号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項 の規定により告示する。

平成18年4月7日

鳥取県知事 片 山

県営中山間地域総合整備事業南大山地区農業用用排水平	, ,	Т :	事完	1	年	月	日
NAT 1 TIPS O WINSTER IN STRUCTURE OF THE	平成 5		平成 5	年10)月18	日	

県営中山間地域総合整備事業南大山地区農道整備	平成6年2月2日	
県営中山間地域総合整備事業南大山地区区画整理	平成10年 3 月25日	

鳥取県告示第265号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第4項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更 したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成18年4月7日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県告示第266号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更 したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成18年4月7日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県告示第267号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第4項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更 したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成18年4月7日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県告示第268号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の 2 第 1 項の規 定により告示する。

平成18年4月7日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所 鳥取市賀露町北一丁目1730の1
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

鳥取県告示第269号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成18年4月7日

鳥取県知事 片 山 善博

1 委任させた事務

鳥取県育英奨学資金貸与規則 (昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号) 第11条の規定により返還される育英 奨学資金及び鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則 (平成14年鳥取県教育委員会規則第23号) 附則第2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則 (昭和 57年鳥取県教育委員会規則第4号) 第14条の規定により返還される進学奨励資金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局人権教育課

課長補佐兼育英奨学室長 岸本 英夫

副主幹 高村 勝

主 事 藤岡 仁

主 事 森本 愛美

3 委任期間

平成18年4月7日から平成19年3月31日まで

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年4月7日

鳥取県知事 片 山 善博

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

ノーツデータベース開発・改修等業務労働者派遣業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政経営推進課

(4) 履行期間

平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(7)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成18年鳥取県告示第162号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格 (以下「競争入札参加資格」という。) を有するとともに、その資格区分が役務の人材派遣に登録されている者であること。
- (3) 平成18年4月7日(金)から同年5月12日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成18年4月7日(金)から同年5月12日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は同法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出をしている者であること。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年 政令第95号)第4条第1号に掲げる業務のうち、以下の業務に従事した経験を有する者を平成18年6月1日 (木)までに派遣できる者であること。
 - ア ノーツデータベースにおけるアクセス制御、フォーム、ビュー、フィールド、アクション、式言語等の 知識を有し、かつ、Lotus Notes R5以上の環境において、これらの知識を活かしてシステム設計を行った 経験を有すること。
 - イ 次に掲げるコンピュータのソフトウェアの基本操作ができること。
 - (ア) Microsoft Excel又はLotus 123
 - (イ) Microsoft Word又はジャストシステム一太郎
 - (ウ) インターネット閲覧用ソフトウェア
- (7) 派遣労働者の登録及び相談の体制、円滑な業務遂行のための県との協力・連携体制並びに個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857 - 26 - 7614、7615

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

平成18年4月7日 (金) から同月19日 (水) までの間にインターネットのホームページ (http://db.pref. tottori.jp/gyouseihp.nsf/) から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成18年4月7日 (金) から同月19日 (水) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで

- イ 交付場所
 - (1)に同じ。
- (3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年5月12日 (金) 午後2時

鳥取県庁第1会議室 (鳥取県庁本庁舎地階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4(1)の場所に平成18年4月 26日(水)午後2時までに提出し、その確認を受けなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがな いと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。 この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。 なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び 会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を提供できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年4月7日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量 情報システム監査委託業務 一式
 - (2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成19年3月16日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第162号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るものを有すること。
- (3) 平成18年4月7日(金)から同月25日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この調達が本県の情報システムの開発、運用、保守等に係る監査を実施することを目的とするものであることから、現在本県で稼働しているすべての情報システムに関する企画、開発、運用、保守等一切の業務に携わった実績がなく、かつ、当該業務に携わった者と資本又は人事面において関連を有する者でないこと。
- 3 契約担当部局

鳥取県行政監察監行政監察室

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県行政監察監行政監察室IT検査・監査担当

電話 0857 - 26 - 7827

電子メールアドレス gyouseikansatsusitsu@pref.tottori.jp

- (2) 入札説明書の交付方法
 - (1)の場所で平成18年4月7日(金)午前9時から同月17日(月)正午までの間(日曜日及び土曜日を除く。)交付する。なお、電子メールによる交付を希望する場合は、(1)の問合せ先に連絡すること。
- (3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年4月25日 (火) 午後2時

鳥取県庁第5会議室 (鳥取県庁本庁舎地下1階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金

額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出物を4の(1)の場所に平成18年4月17日 (月)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがな いと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成18年4月7日

徹

- 1 業務の内容
- (1) 業務名 鳥取県立中央病院診療材料等一括購入業務
- (2) 実施場所 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
- (3) 業務内容

本件業務は、SPD業務 (鳥取県立中央病院で使用する診療材料等を一業者から一括して購入するものであり、使用部署に棚を準備し、当該病院で使用した診療材料等をその棚に業者が直接補充する方式をいう。 以下同じ。) による管理を行わせることにより経費節減と業務の効率化が可能となる体制を構築するもの。

- (4) 履行期間 契約の日から平成21年9月30日まで
- (5) 予算額 3,150,000千円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 単独企業に関する資格及び条件
 - ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 平成18年4月7日(金)から同年5月18日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)に基づく指名停止措置を受けていない こと。
 - ウ 平成18年4月7日(金)から同年5月18日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - エ 平成18年5月18日 (木) までに、平成18年鳥取県告示第162号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格のうち、医療・理化学機器類に係るものを有していること。なお、当該入札参加区分に登録されていない者は、競争入札参加資格の申請書類を4月21日(金)午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局物品調達室に提出すること。
 - オ 平成18年4月7日現在で、一般病床500床以上の病院(集中治療室を有し、かつ、平成17年度において 循環器科、脳神経外科、心臓外科及び整形外科の手術実績がある病院)の診療材料等の一括購入業務又は SPD業務(以下「同種業務」という。)を受託した実績がある者であること。
 - カ 本件企画提案に係る共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体に関する資格及び条件
 - ア 各構成員が2の(1)のアから工までのすべてに該当すること。
 - イ 構成員のうち、いずれかの者が2の(1)のオに該当すること。
 - ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
 - オ 各構成員が、本件企画提案において他の共同企業体の構成員でないこと。
 - カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- 3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者は、参加表明書を提出した者の中から、同種業務の実績を審査して、 鳥取県営病院事業管理者が選定する。

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、中央病院関係者、学識経験者等で組織する鳥取県立中央病院診療材料等一括購入業務 企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、次の事項等について行う。

(1) 仕様書の内容を満たしていること。

- (2) 納品の確実性・信頼性に対する考え方
- (3) 経費削減に対する考え方
- (4) 業務の効率化及び業務改善に対する考え方
- (5) 導入コスト等に対する考え方
- 5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書を評価委員会で評価し、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として鳥取県営病 院事業管理者が選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、総合得点順に順位付けを行う。

- 6 手続等
 - (1) 担当部局 (書類の提出先及び問合せ先)

〒680 - 0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857 - 26 - 2271 内線2209

電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.jp

(2) 参加表明書等の交付

参加表明書及び仕様書は、平成18年4月7日 (金) から同月14日 (金) までの間にインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.jp/chuoubyouin/) から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成18年4月7日 (金) から同月14日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで

- イ 交付場所
 - (1)に同じ。
- (3) 参加表明書の提出
 - ア 提出期間及び時間
 - (2)のアに同じ。
 - イ 提出場所
 - (1)に同じ。
 - ウ 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加表明書を作成し、持参し、又は書留郵便(親展扱いとすること。)若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。(平成18年4月14日(金)午後5時までに到着したものに限る。)

- (4) 企画提案書の提出
 - ア 提出期間及び時間

平成18年4月17日(月)から同年5月18日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

- イ 提出場所
 - (1)に同じ。
- ウ 提出方法

仕様書等に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

- (5) 質問の受付
 - ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、質問項目を箇条書にした質問書を作成し、電子メールを利用して(1)の場所に提出すること。

イ 受付期間

平成18年4月7日 (金) から同年5月1日 (月) までの日 (日曜日、土曜日及び休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答はインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.jp/chuoubyouin/) に掲示するものとする。ただし、これによりがたい者は事前に申し出るものとし、その者には、郵送又はファクシミリにより通知する。

7 契約の締結

5 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5 に基づき順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

- 8 その他
 - (1) 契約書の要否

要

(2) 詳細は、仕様書による。